平成29年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(環境省)

〇省全体における取組

- ✓ 事務次官等からのメッセージの発信及び執務室の巡回
- ✓ 毎日20時の庁舎の消灯の励行(7月28日の20時の執務室の消灯・施錠)
- ✓ 定時退庁日における定時退庁の徹底
- ✓ ゆう活の強化日又は週間の設置
- ✓ フレックスタイム制度を活用した柔軟な働き方の周知
- ✓ テレワークの推進強化(7月24日のテレワーク・デイをはじめ期間内に集中的にテレワークを実施)
- ✓ ペーパーレス化の推進
- ✓ 年次休暇・計画休暇・夏季休暇の取得の徹底
- ✓ 超過勤務の事前申請の徹底
- ✓ 16時以降の会議・作業依頼等を原則禁止(原則16時以降の会議室の使用禁止)
- ✓ WLBに関する規定等の再周知と意見等の募集
- ✓ 本省・地方環境事務所間におけるテレビ会議の活用

〇各職場単位における独自の取組(※任意)

- ✓ 外部との打合せの効率化(電話・メール等の選択肢を提示)
- ✓ タイマー会議の実施(会議の終了予定時間の明確化)
- ✓ Outlook等を活用したスケジュールの共有
- ✓ 帰るまで管理職が「見守る」日又は週の設置
- ✓ 働き方改善のモデル的な取組推進の奨励

○「ゆう活」実施概要

- ·実施期間:平成29年7~8月
- 実施概要等:職員の希望や業務状況に応じて、実施日を職員個人単位で設定し、実施。

目標は、「ゆう活」期間中(7~8月)に16日以上の実施。